

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	宮崎 健志
登録番号又は法人番号	13090518
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	横浜国際行政書士事務所
事務所所在地	横浜市磯子区磯子四丁目10番29
処分年月日	令和2年1月20日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、再三の指導にもかかわらず日本行政書士会連合会会則第44条第1項の変更登録の申請をせず、また、会費の納入について再三の催告、督促にもかかわらず神奈川県行政書士会会則第9条第1項の会費を24ヶ月以上滞納し続けている。</p> <p>当該事実は、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第2項第1号に規定する「行政書士法第6条の4に違反し、登録事項に変更を生じた場合の変更登録義務を怠り、本会の指導に従わないとき」に該当し、また、同規則第2条第4項第4号に規定する「会則第9条第1項の会費を24ヶ月以上滞納し、相当の期間を定めて催告し、督促したにもかかわらず会費を納入しないとき」に該当する。</p> <p>このことは、行政書士法第6条の4及び第8条第1項並びに第13条に違反し、神奈川県行政書士会会則第14条第1項第1号に該当する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第6条の4</p> <p>行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。</p> <p>行政書士法第8条第1項</p> <p>行政書士（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員もしくは使用人である行政書士（第3項において「使用人である行政書士等」という。）を除く。次項、次条、第10条の2及び第11条において同じ。）は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。</p> <p>行政書士法第13条</p> <p>行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p>

日本行政書士会連合会会則第44条第1項

行政書士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、行政書士変更登録申請書（以下「変更登録申請書」という。）に必要な書類を添付して、遅滞なく第39条第1項第三号から第五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立されている単位会を経由して本会に提出しなければならない。

神奈川県行政書士会会則第9条第1項

個人会員は、会費として月額6,000円を納めなければならない。

神奈川県行政書士会会則第14条第1項

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員に対し必要な処分をすることができる。

- (1) 法令若しくは知事の処分に違反したとき又は本会の会則若しくは規則に違反したとき。

神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第2項第1号

行政書士法（以下「法」という。）第6条の4に違反し、登録事項に変更を生じた場合の変更登録義務を怠り、本会の指導に従わないとき。

神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第4号

会則第9条第1項の会費を24ヶ月以上滞納し、相当の期間を定めて催告し、督促したにもかかわらず会費を納入しないとき。